

県民のみなさんへの訴え

中国残留日本人孤児国家賠償請求訴訟は、いま全国14箇所の地方裁判所で裁判が起こされ、原告2025人が原告となって、「残留孤児」たちに何もしてこなかった国の不作為が違法であることを訴えています。その中で、大阪地方裁判所では、今年3月25日に結審し、7月6日に判決が出ることになりました。全国の裁判の中でもっとも早い判決になる予定です。

県民のみなさん！

今回の残留孤児の裁判は、長い間被害を受けてきた私たち中国からの帰国者が国家を訴えている裁判です。国家の政策で「孤児たち」の命が奪われ、人権が侵害され、生活が被害を受けてきました。国の政策で帰国が遅れ、日本語もできず、年金を十分には支給されていない現状です。そして、いま「孤児たち」は高齢期を向かえ、病気・介護などの問題をみんなが抱えています。

そこで私たち中国からの帰国者は、ただ損害賠償を求めだけでなく、私たちの人権と人間性の回復を求め、普通の日本人と同じような生活をしたい、と求めています。

最近、多くの国民が、国の少子化を心配して繰り返し「子どもは国の宝もの」と発言しています。この明確なことわざは人類の発展の真理をもっとも明確に語った言葉です。しかし、我が国の政府は、60年前にあの戦争の惨禍の中で、まだ生きていた日本人の子どもたち1万人以上が親と離れ離れになりました。政府は救援の施策をとらず、中国の大地に放置され、捨てられました。そして1959年には中国に取り残された子どもたちは生死不明のまま「戦時死亡宣告」を受け、戸籍上から抹消されました。政府はいったい何を考えていたのでしょうか？

今回の大阪地裁の判決は、全国最初の判決であり、この国の未来に希望と夢をもたらす、はっきりとした展望を示すのか、それとも暗い将来の道になってしまうのかが問われています。大阪地裁の裁判官の英知により正義にかなった公正な判決がもたらされるならば「残留孤児」だけではなく、多くの国民の願いがかなうでしょう。ぜひすべての国民が納得できる判決をお願いします。

どうか国の政策により被害を受けた「残留孤児」を助けてください。孤児たちの今後について明るい展望をもたらし、日本の明るい未来を示す正義の判決を強く要望します。

2005年6月19日

中国残留孤児鹿児島県原告団一同